

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和５年７月１３日（令和５年（行情）諮問第６１２号）

答申日：令和６年６月２８日（令和６年度（行情）答申第１８４号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる文書１ないし文書３４（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和５年４月１９日付け防官文第９０１１号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し等を求める。

２ 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）文書の特定が不十分である。

ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（「準備書面（１）」（平成２４年１１月２２日）８頁）【別紙１（略）】である。

イ 国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（２０頁）と定めている。

ウ ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

エ 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指

針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

(2) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

(4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

(5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(6) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政

管理局情報公開・個人情報保護推進室)が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。(7)紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

(8)他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(9)複写媒体としてDVD-R選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和5年4月19日付け防官文第9011号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊基礎情報隊の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

3 「当該記事一覧」について

本件対象文書は、上記2のとおりシステム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

4 法5条該当性について

本件対象文書のうち、不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

(1)別紙の2に掲げる文書1ないし文書32の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・

自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

- (2) 別紙の2に掲げる文書33及び文書34については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

5 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記4のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (6) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(8) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

(9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月4日 審議
- ④ 令和6年6月21日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、上記第3の2において説明するとおり、システム内において、PDFファイル形式の電磁的記録でのみ保管している。

イ 本件審査請求を受け、念のため改めて、陸上自衛隊基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件請求文書のうち、「当該記事一覧」は作成・保有していないとともに、本件対象文書は、基礎情報隊において、電磁的記録により作成・管理されていて、紙媒体は保有しておらず、また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)ア並びに上記第3の3、同5(6)及び(7)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(1)イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の4のとおり説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 文書1ないし文書32の不開示部分について

標記不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書33及び文書34について

当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、文書33及び文書34については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号2022.12.13一本本B2182で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

2 (本件対象文書)

- 文書1 韓国軍、「国防宇宙戦略書」の作成を発表
- 文書2 中国、固体燃料ロケット「快舟11号」を打ち上げ
- 文書3 ロシア太平洋艦隊のSSM「バスチオン」が千島列島の幌筵島で展開開始(12月5日)
- 文書4 インド、シンガポールと第12回陸軍共同演習「アグニ・ウォーリアー」を実施
- 文書5 中国、衛星「試験21号」を打ち上げ
- 文書6 ロシア国防相、セクター会議を実施(12月6日)
- 文書7 フランス、新たな戦略レビューを発表(2022年)
- 文書8 空軍空挺兵某空中突撃旅団、集団降下訓練を実施
- 文書9 台湾総統府を名乗る偽造公文書がネット上で拡散
- 文書10 ロシア中央軍管区の高射ロケット部隊に「パンツィリ」装備の高射ロケット連隊が新編
- 文書11 シンガポール軍及び米海兵隊、共同演習「ヴァリアント・マーク2022」を実施
- 文書12 中国初の砕氷機能を持つ大型設標船が就役
- 文書13 インド、陸軍新採用計画「アグニパト」概要について
- 文書14 韓国、2023年1月9日～同月13日に江原道で酷寒期訓練を実施
- 文書15 台湾軍、軍団を廃止し、統合運用のできる作戦区へと名称改編
- 文書16 世界初のスマート型無人システム科学調査母船「珠海雲」引き渡し
- 文書17 韓国、KF-21(試作1号機)が音速を突破
- 文書18 中国軍、被服装備の申請・受領のデジタル化を推進
- 文書19 デュアル動力を持つスマート船が登場
- 文書20 ロシア軍参謀総長、駐露武官団に対し2022年の総括ブリーフィングを実施(2022年12月)
- 文書21 韓国、一部施設を除く室内でのマスク着用義務解除
- 文書22 今年(2023年)実施予定の「バリカタン23」(比米2国間共同演習)について

- 文書 2 3 東部戦区陸軍第 7 2 集団軍某旅団，補助浮航装置を使用した訓練を実施
- 文書 2 4 中国の国産大型水陸両用機「AG 6 0 0 M」，型式合格証取得に向けたテスト飛行実施
- 文書 2 5 ロシア地上軍の 2 0 2 3 年における国際共同演習の計画について
- 文書 2 6 インド国防調達委員会，約 6 8 1 億 6，0 0 0 万円の軍事調達を認可
- 文書 2 7 なぜトルコの地震でこれほど多くの建物が倒壊しているのか
- 文書 2 8 中部戦区陸軍第 8 2 集団軍，旅団・大隊指揮官集合訓練を実施
- 文書 2 9 東部戦区陸軍第 7 3 集団軍某合成旅団，射撃訓練を実施
- 文書 3 0 ロシア北洋艦隊所属のフリゲートが極超音速ミサイルの模擬発射を実施（2 0 2 3 年 1 月 2 5 日）
- 文書 3 1 トルコ地震関連：シリア・トルコ越境地点 2 か所，人道支援のため開放
- 文書 3 2 韓国，軍人 5 0 人を含む計 1 1 8 人の緊急救助隊をトルコに派遣
- 文書 3 3 各国データベース
- 文書 3 4 基礎情報隊が作成したロシア，中国，朝鮮半島，米州，欧州，アフリカ，その他の地域，及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2 0 2 2．1 2．1 3－本本 B 2 1 8 2 で特定された後に綴られた文書のうち，上記以外の文書